



新春の陽光をあびる妙高山(2005年1月2日 上越市島田より)

年頭にあたりて 「うあつらひ

昨年は4月の市議選で、皆さんのご支援で三選を果たすことができました。ありがとございました。しかしながら夏の参院選、秋の県知事選挙では、ご支援をいただきながら、後退を重ねる事態となってしまいました。

木浦市政になつてから、ひたすら市町村合併に突き進む行政側に対し、頑張りつてきましたが、多勢に無勢で昨年夏には、14市町村の合併が決まりました。そして1月1日に新上越市が発足しました。行政は一応動き出しましたが、やはり問題は山積みしています。住民に被害が及ばなければいいかと願っています。合併に伴ない旧町村での増員選挙が、2月6日告示、13日投票で実施されます。ほとんどが定数1の小選挙区ですから、日本共産党が議席を得るのは至難の技です。頸城区(定数2)に上野公悦を、吉川区(定数1)に橋爪法一を擁立し、議席獲得をめざしています。ご支援をお願い致します。

また四月には、糸魚川市と妙高市の市議選が、秋には上越市長選挙も予定されていて、ここ上越では「選挙のない年」どころか、今年もまた選挙に明け暮れる年になりそうです。

昨年はまた、7・13水害、台風23号による水害、息つく間もなく中越大震災と、災害が集中的に襲ってきました。災害に強い国土づくり、まちづくりを痛感しました。

憲法をめぐる攻防も激しさを増してきました。平和の礎、憲法9条は絶対に守らなければなりません。

お力添えをお願い致します。

上越市議 杉本敏宏

「公職選挙法によって選挙区内(新上越市)の有権者への年賀状の差し出しが禁じられています。失礼がありましたらご容赦ください。」

日本共産党上越市議会議員杉本敏宏の

市政レポート

2005年1月9日 71
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

今回は

「地域相談役会議」を置くという

年末も押し詰まった12月24日、「地域相談役会議」の設置について(報告)という文書が、木浦市長から市川議長に届けられた。

・地域相談役会議を設置することとしましたので、ご報告します。なお、当会議は、明年1月4日の市町村長事務引継日以降に第1回会議を開催する予定です。

12月議会で、「市長の権限の範囲内で、旧町村長等の処遇を考えたい」と答弁していたものだ。

地域アドバイザーの
再来だ

【相談相手「役」】

an adviser「新和英中辞典(研究社)」

【アドバイザー】

[adviser] 相談相手。顧問。「新明解国語辞典(三省堂)」

【相談する】

自分だけではよく分からない(決めかねる)事について、他に意見を求めること。「新明

市長に助言する特別職の
地域アドバイザーを置くくらいなら
市町村合併はやめた方がいい

地域アドバイザーって何だ？

10月31日の合併対策特別委員会に示された資料に、「地域アドバイザー」という役職が出てきました。

「合併した各町村の諸問題を市長にアドバイスする人」特別職で市長が必要とする期間、設置する」という説明です。

無責任過ぎないか、

私は次のように質問しました。

市長は、16の市町村に合併を呼びかけ、その結果14市町村での合併が進められている。「上越市が面倒見ますよ、責任持ちますよ」だからおいでください」ということだった。それを今になって「アドバイザーを置かないと行政執行ができない」というのでは、まったく無責任ではないか。「アドバイザー」を置かなければ運営できないのなら、そんな合併はやめた方がいい。

「地域アドバイザー」について論評する「市政レポート」(2003年11月23日 52)

助言ではなく命令にならないか

「要綱」では、「相談役会議」が「市長の相談に応じ、協議を行い、市長に対し意見を述べる」だけでなく、「相談役」として「総合事務所…の長その他の職員に対し、…必要な助言を行うものとする」となっていて、これが曲者だ。元町村長や助役が「相談役」として「助言」すれば、言葉では「助言」となっているが、職員には「命令」となるのは火を見るよりも明らかではないか。少なくとも地域振興課を通すとか、直接「助言」できないようにすべきだ。

「相談役」がないと運営できないのか

2003年11月23日付けの「市政レポート」で指摘したことが、今回の合併は木浦市長の方から、「上越市が面倒見ますよ」「責任もちますよ」と声をかけたものである。それを今になって「相談役」を置かなければ行政運営ができないとしたら、まったく無責任な話だ。

そして何よりも木浦市長自身の行政能力の欠如が問われてくるのである。「当分の間置く」となっているが、3月末で廃止すべきではないか。